

## 栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金交付要領

(趣旨)

**第1条** 栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等 子育て世帯又は若年夫婦世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 令和7年4月1日時点（令和8年3月31日までに工事着手したものについては、令和6年4月1日時点）で18歳未満の子を有する世帯をいう。
- (3) 若年夫婦世帯 令和7年4月1日時点（令和8年3月31日までに工事着手したものについては、令和6年4月1日時点）で夫婦（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）のいずれかが39歳以下である世帯をいう。
- (4) ZEH水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）をいう。）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (5) 国補助事業 国が実施する、住宅の高断熱化等に要した経費に対する補助制度のうち、以下に掲げるものをいう。
  - ア 脱炭素志向型住宅の導入支援事業  
（子育てグリーン住宅支援事業、みらいエコ住宅2026事業）
  - イ 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業  
（先進的窓リノベ2025事業、先進的窓リノベ2026事業）
  - ウ ア及びイのほか、知事が認めるもの
- (6) 新築住宅の取得 国補助事業の補助対象となる新築の条件を満たす、住宅の建築又は購入をいう。

(交付の目的等)

**第3条** 補助金の名称、交付の目的、相手方、補助対象事業の要件、補助対象経費及び補助額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	補助対象事業の要件	補助対象経費及び補助額	交付の相手方
栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金	県内におけるZEH水準以上の断熱性能等を有する新築住宅の取得又は既存住宅の断熱化に対し、補助金を交付することで、子育て世帯等の住宅の省エネルギー化を促進し、物価高騰による影響の負担軽減を図る。	別表1に掲げる事業	別表2のとおりとし、予算の範囲内で交付する。	別表3に掲げる要件の全てに適合する者

(交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金交付申請書	様式第1号	別表4に掲げる書類	別表4に掲げる書類の様式	1部	知事が別に定める期日

- 2 補助金交付申請については、補助対象住宅1戸につき1回限りとし、栃木県が実施する地域工務店によるZEH普及促進事業との併用はできないこととする。

(補助の条件)

**第5条** 規則第6条の規定による条件は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じることとする。

- 2 知事は補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

(手続代行者)

**第6条** 補助対象者は、第4条の規定による交付の申請について、住宅を新築する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの事務手続を代行させることができる。

- 2 手続代行者は、手続に誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助対象者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者がこの要領に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(補助金の経理)

**第7条** 補助対象者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

**第8条** 補助対象者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式第3号）により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

**第9条** 補助対象者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を補助対象者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による審査を行い、処分を承認する場合には、補助対象者に対し、補助対象設備に係る補助金の返還を請求することができる。

4 補助対象者は、前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

**第10条** 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、補助対象者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

**第11条** 知事は、前条第1項の規定による取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助対象者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

**第12条** 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年3月26日から施行する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領の失効前に交付の決定がなされた補助金に係るこの要領の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8（2026）年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

項目	内容
補助金の交付対象となる住宅の要件	次のいずれかに該当する事業（当該事業について、国補助事業の交付決定を受けたものに限る。） (1) 新築住宅の取得 (2) 次のいずれかに該当する既存住宅の断熱化 ア 開口部の断熱改修（ガラス交換、内窓設置、外窓交換及びドア交換等） イ 躯体の断熱改修（天井又は壁等）

別表2（第3条関係）

項目	内容
補助対象経費	新築住宅の取得費用又は既存住宅の改修費用のうち、断熱化に要した製品の費用、設置工事に係る材料及び設備の購入並びに工事に要する経費とする。
補助金の額	(1) 新築住宅の取得は、1戸あたり30万円を交付する。 (2) 既存住宅の断熱改修は1戸あたり国補助事業の交付額の1/2又は10万円のいずれか低い額とし、千円未満は切り捨てる。

別表3（第3条関係）

(1) 国補助事業を活用し、県内で住宅の高断熱化等を実施した者であって、次のいずれかに該当すること。 ア 自己居住の目的でZEH水準以上の断熱性能等を有する新築住宅の取得をした子育て世帯等に該当する個人 イ 居住している既存住宅の断熱化を実施する子育て世帯等に該当する個人 ウ 子育て世帯等への賃貸に供する目的で、住宅の新築をする個人又は法人 エ 子育て世帯等への賃貸に供する目的で、所有している既存住宅の断熱化を実施する個人又は法人 オ 子育て世帯等が居住する既存住宅の断熱化を実施する管理組合法人又は管理組合の代表者
(2) 県税の滞納がないこと。

(3) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員

(4) 国補助事業について、令和7(2025)年3月24日以降に国に交付申請をしており、交付額確定を受けていること。

別表4（第4条関係）

	提出書類：新築住宅の取得	申請者	
		個人	法人
1	交付申請書（様式第1号）	○	○
2	誓約書（様式第2号）	○	○
3	国補助事業の申請日及び交付決定日がわかるもの	○	○
4	国補助事業の事業の完了又は振込の通知がされたもの	○	○
5	国補助事業の事業内容がわかるもの （複数戸数の一括申請の場合、1戸あたり補助額および戸数まで）	○	○
6	世帯全員の住民票（世帯全員の情報がわかるもの） ※申請者が居住するための新築住宅の取得の場合	○ ※	
7	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書、次の①及び②の両方） ①県税事務所で発行されるもの ②市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）	○	○
8	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）		○
9	振込先口座情報がわかるもの	○	○
10	その他県が必要と認める書類	○	○

	提出書類：既存住宅の断熱改修	申請者		
		個人	法人	法人格を有しない管理組合の代表者
1	交付申請書（様式第1号）	○	○	○
2	誓約書（様式第2号）	○	○	○
3	国補助事業の申請日及び交付決定日がわかるもの	○	○	○
4	国補助事業の事業の完了又は振込の通知がされたもの	○	○	○
5	国補助事業の事業内容がわかるもの （複数戸数の一括申請の場合、1戸あたり補助額および戸数まで）	○	○	○
6	世帯全員の住民票（世帯全員の情報がわかるもの） ※申請者が居住する既存住宅の断熱化をする場合	○ ※		
7	工事発注者の本人確認書類			○
8	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書、次の①及び②の両方） ①県税事務所で発行されるもの ②市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）	○	○	
9	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）		○	
10	振込先口座情報がわかるもの	○	○	○
11	その他県が必要と認める書類	○	○	○